

前回定例会（1月9日）以降の原子力規制庁の動き

平成25年2月6日
原子力規制委員会
原子力規制庁

1. 柏崎刈羽原子力発電所2号機の使用前検査の申請の受理について (P. 3)

原子力規制委員会は、1月11日、東京電力から柏崎刈羽原子力発電所2号機の電気事業法第49条第1項の規定に基づく使用前検査の申請を受理しました。

2. 柏崎刈羽原子力発電所5号機の燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりに係る対応状況について (P. 7)

原子力規制庁は、1月16日、第23回原子力規制委員会において、柏崎刈羽原子力発電所5号機の燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりに関し、1月7日にBWR事業者から報告された内容等の対応状況について報告しました。

3. 柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査結果の通知受理について (P. 13)

原子力規制委員会は、1月16日付けで独立行政法人原子力安全基盤機構から柏崎刈羽原子力発電所の電気事業法第52条第5項の規定で準用する第50条の2第5項に基づく溶接安全管理審査結果の通知を受理しました。

4. 柏崎刈羽原子力発電所の保安規程の変更届出の受領について (P. 15)

原子力規制委員会は、1月25日、東京電力から柏崎刈羽原子力発電所5号機の保全計画に関する電気事業法第42条第2項に基づく保安規程の変更届出を受領しました。

5. 保安検査の結果等のとりまとめについて (平成24年度第3四半期) (P. 17)

原子力規制委員会は、1月30日、第25回原子力規制委員会において、平成24年度第3回保安検査の結果等についての報告書をとりまとめ、公表しました。

柏崎刈羽原子力発電所に対する保安検査では、「監視」に該当する事象が2件確認されました。改善状況について、今後の保安検査等で確認します。

<検査実績（1月9日～2月6日）>

なし

以上

東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所第2号機の使用前検査の申請 を受理しました

平成25年1月16日
原子力規制委員会

原子力規制委員会は、平成25年1月11日に東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所第2号機の使用前検査の申請を受理しましたので、お知らせします。

電気事業法第49条第1項の規定に基づく使用前検査の申請

格納容器内雰囲気(酸素濃度)モニタ取替工事
格納容器内雰囲気(水素濃度)モニタ取替工事
[☒ 使用前検査申請書【PDF:22KB】](#)

なお、原子力規制委員会に提出された申請書については、当該申請書に基づき使用前検査を実施し、検査後、その結果もあわせて公表する予定です。

本発表資料のお問い合わせ先

原子力規制庁
安全規制管理官(BWR担当)付
安全規制調整官 米山
担当者: 忠内
電話: 03-3581-3352(代表)
03-5114-2111(夜間直通)

[ページの先頭に戻る](#)

[ホームへ戻る](#)

使用前検査申請書

総官発24第 311号
平成25年 1月17日

経済産業大臣 茂 木 敏 充 殿
原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣 瀬 直 己

電気事業法第49条第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けた
いので申請します。

使用前検査申請書

総官発24第 312号
平成25年 1月 11日

経済産業大臣 茂 木 敏 充 殿
原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号

東京電力株式会社

代表執行役社長 廣 瀬 直 己

電気事業法第49条第1項の規定により次のとおり使用前検査を受けた
いので申請します。

東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所第5号機の 燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりに係る対応状況について

平成25年1月16日
原子力規制庁

1. これまでの経緯

- 昨年10月、東京電力柏崎刈羽原子力発電所5号機において燃料集合体ウォータ・ロッドに曲がりが確認されたことを受けて、当該ウォータ・ロッドの曲がり状況の詳細及び原因究明等について指示。
- その後、東京電力からの報告により、ウォータ・ロッドの曲がりの原因として、燃料集合体にチャンネルボックスを装着する際に過大な荷重が加えられていた可能性が示されたことを受けて、東京電力を含む全BWR事業者に対して、同年11月28日付にて、燃料集合体へのチャンネルボックス装着状況の確認及びサンプル調査等を指示。
- 本年1月7日までに、各事業者より指示に基づく中間報告が提出された。

2. 各BWR事業者からの報告概要(聞き取り内容含む)

(1) サンプル調査結果(詳細は添付資料を参照)

- 東京電力
これまでに柏崎刈羽2号機及び5号機の使用済燃料集合体80体の点検を実施。その結果、2号機にて2体(新品のチャンネルボックスを利用)、5号機にて18体(再利用チャンネルボックスを利用)、合計20体(全て、フィンガスプリング※¹付き)において燃料集合体ウォータ・ロッドの異常を確認。
 - その他の事業者
これまでに一部のサイト※²を除き、順次点検を実施。その結果、現時点において燃料集合体ウォータ・ロッドの異常は確認されていない。
- ※1 チャンネル・ボックスと燃料集合体の下部タイ・プレートの隙間からチャンネルボックスの外側に漏れ出る冷却材の流れを制御するための部材。フィンガ・スプリング自体のバネ力によって、チャンネル・ボックスと密着する構造となっている。
- ※2 中部電力によれば、浜岡原子力発電所においては東京電力における今後の原因調査を踏まえて点検範囲を定めるため、また、東京電力によれば、福島第二原子力発電所においては冷温停止状態の維持を最優先とするため、それぞれ現時点では具体的な調査内容等を確定していないとしている。

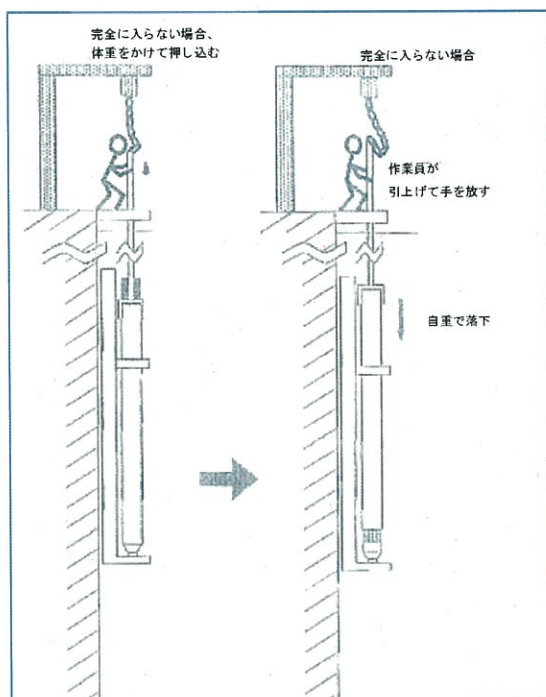
(参考) サンプル数の出し方

- ・具体的なサンプル数を定めている事業者においては、JIS Z9002計数規準型一回抜取検査方法に準拠。
- ・不良確率（P）については、東京電力における実績値（新燃料/作業方法見直し前/フィンガスプリング付）75%を基に、東京電力及び中国電力では保守的にP=50%に設定。その他の事業者においては、P=75%に設定。なお、東北電力ではカテゴリーごとの母集団を保守的に設定している。
- ・異常検知確率が95%~99%以上となるようにサンプル数を算出。

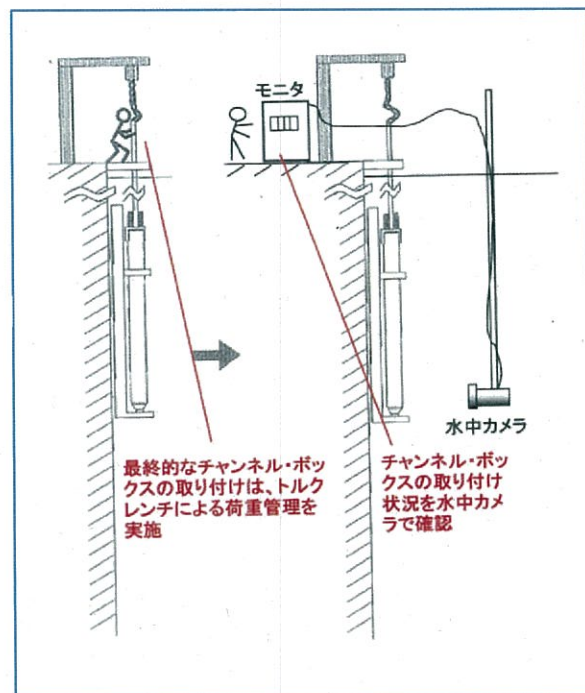
(2) チャンネルボックス水中装着作業方法

- 東京電力柏崎刈羽においては、平成10年以前は荷重管理や水中カメラ等による監視は行われておらず、チャンネルボックスの落とし込み等による作業を許容していた。
- その後、平成10年に発生した1号機の燃料スペーサ架橋板脱落トラブルを受け作業手順を見直し、トルクレンチによる荷重管理及び水中カメラによる監視を導入。

東京電力柏崎刈羽における作業手順（東京電力報告書より抜粋）



平成10年以前



平成10年以後

- その他の事業者における水中装着作業における荷重管理等の状況は以下のとおり。

	日本原電	東北	東京	中部	北陸 ^{※3}	中国 ^{※3}
治具等による荷重管理	○ ^{※4}	平成10年以降	平成10年以降	○ ^{※4}	—	平成16年以降
水中カメラ等による監視	○	○	平成10年以降	○	○	○

※3 燃料集合体に、チャンネルボックス装着時に荷重をかけることが必要となるフィンガスプリング付の下部タイプレートは使用されていない。

※4 浜岡及び東海第二は運転開始当初から、敦賀1号については昭和53年頃から荷重管理を実施。

3. 東京電力による原因調査等についての報告概要

- ファイバースコープによる点検結果より、原子炉内での中性子照射に伴う伸びではなく、ウォータ・ロッドに外力が作用して曲がりが生じた可能性が高いと評価。
- ウォータ・ロッドの上部及び下部を部分的に模擬したモックアップ試験を実施し、同様の曲がりが発生しうることを確認。今後、燃料集合体全体を模擬したモックアップ試験を実施予定。
- ウォータ・ロッドの曲がり炉心特性等に与える影響について解析コードを用いて通常運転時の評価を実施。燃料棒同士が接触している箇所は燃料ペレットが挿入されていない部位であり発熱部でないこと等により、限界出力等への影響はないとしている。引き続き、安全解析による影響評価等を進めるとしている。
- また、燃料スペーサ架橋板の脱落トラブルが発生した当時、今回のウォータ・ロッドの曲がりを見逃しできなかった理由については、
 - ・平成10年当時のトラブルの際は、①相対的に架橋板の強度が低い原子燃料工業（NFI）製を中心に、②チャンネル・ボックスを再使用した新燃料ではなく、既に運転に使用した燃料集合体を対象として点検を実施したため、
 - ・今回の事象で問題としている「新燃料体に水中でチャンネルボックスを取り付けた履歴があるもの」を対象にしていなかったことから、ウォータ・ロッドの曲がりを見逃しできなかった
 としている。

4. 今後の対応について

- 各事業者が実施しているサンプル調査については、今回の東京電力からの報告を踏まえると、母集団の拡充（新品のチャンネルボックスについての調査）及び各社が設定している不良確率75%等について、より保守的な設定とすること等が必要。
- そのため、必要に応じて各事業者におけるサンプリング方法や実施計画等について確認した上で、順次、追加的な報告を求めることとする。
- 柏崎刈羽原子力発電所における平成10年当時の対応については、東京電力による作業管理の適切性やトラブル確認後の対応の妥当性などについて、協力企業等へのヒアリングも含め、引き続き確認を実施する。
- 東京電力が実施しているモックアップ試験の結果を踏まえ、各事業者におけるチャンネルボックスの装着手順の妥当性等について確認する。
- ウォータ・ロッドの曲がりが炉心の核的及び熱水力的特性等に与える影響については、今後の継続的な評価状況を確認の上で、その妥当性について評価を実施する。

BWR事業者による燃料集合体のサンプル調査の状況

平成25年1月15日までの集計値

事業者	発電所	号機	使用済燃料 プール内対象数	サンプル数	点検済み	異常があるもの
日本原電	東海第二		220	17	3	0
	敦賀	1	53	15	未着手	
東北	女川	1	132 ^{*2}	19 ^{*2}	未着手	
		2	193 ^{*2}	21 ^{*2}	未着手	
		3	102	9	9	0
	東通	1	23	3	3	0
東京	福島第二	1	355 ^{*2}	未確定		
		2	380 ^{*2}	未確定		
		3	247 ^{*2}	未確定		
		4	314 ^{*2}	未確定		
	柏崎刈羽	1	507	50	未着手	
		2	145	28	28	2
		3	331	44	未着手	
	4	266	32	未着手		
	5	514	56	52	18	
	6	89	21	未着手		
	7	104	15	未着手		
中部	浜岡	1	1	1	1	0
		2	未確定			
		3	未確定			
		4	未確定			
		5	未確定			
北陸	志賀	1	251	22	11	0
		2	8	3	3	0
中国	島根	1	63	17	未着手	
		2	153	12	12	0

*1:廃止措置中 *2:事業者からの聞き取りにて確認したもの

[ホーム](#) [法令・基準等](#) [規制法令及び通達により提出された文書について](#) [独立行政法人原子力安全基盤機構から東京電力株式会社審査結果の通知を受理しました](#)

独立行政法人原子力安全基盤機構から東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査結果の通知を受理しました

平成25年1月18日

原子力規制委員会

原子力規制委員会は、平成25年1月16日付けで独立行政法人原子力安全基盤機構から東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所の溶接安全管理審査結果の通知を受理しましたので、お知らせします。

電気事業法(昭和39年法律第170号)第52条第5項の規定で準用する第50条の2第5項に基づく溶接安全管理審査結果の通知

溶接安全管理審査結果の通知について

なお、通知を受けた審査結果については、当該審査結果に基づき総合的な評価を実施した後に、評価の結果とあわせて公表する予定です。

本発表資料のお問い合わせ先

原子力規制庁

電話:03-3581-3352(代表)

安全規制管理官(BWR担当)付

担当者:管理官補佐 池田

電話:03-5114-2111(夜間直通)

[ページの先頭に戻る](#)

[ホームへ戻る](#)

[原子力規制委員会について](#) | [新着情報](#) | [政策課題](#) | [会議](#) | [原子力施設情報](#) | [旧組織等の情報](#)

[ホーム](#) [法令・基準等](#) [規制法令及び通達により提出された文書について](#)

東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所の保安規程の変更の届出を受領しましたので公表します。

東京電力株式会社から柏崎刈羽原子力発電所の保安規程の変更の届出を受領しましたので公表します。

平成25年1月25日

原子力規制委員会

原子力規制委員会は、平成25年1月25日に東京電力株式会社から電気事業法第42条第2項に基づく保安規程の変更届出を受領しましたので、公表します。

添付資料

[保安規程変更届出書【PDF:5.6MB】](#)  (略)

本発表資料のお問い合わせ先

原子力規制庁

安全規制管理官(BWR担当)付

安全規制調整官 米山

担当者: 忠内 向村

電話: 03-3581-3352(代表)

03-5114-2111(夜間直通)

[ページの先頭に戻る](#)

[ホームへ戻る](#)

平成25年1月30日
原子力規制庁

平成24年度第3四半期の保安検査の実施状況について

- I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について

- II. 加工事業者、原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）、再処理事業者及び使用者に係る保安検査について

- III. 廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設並びに原子炉施設（廃止措置）に係る保安検査について

保安検査の結果等のとりまとめについて (平成24年度第3四半期)

平成24年度第3四半期(10月~12月)に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「原子炉等規制法」という。)に基づく保安検査の結果等を報告する。

I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について(別添1参照)

1. 平成24年度第3回保安検査^{*1)}の結果

(1) 検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために発電用原子炉設置者(以下「原子炉設置者」という)及びその従業者が守らなければならない保安規定^{*2)}の遵守状況に関して、原子炉等規制法第37条第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

*1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所で実施した保安検査は平成24年度第2回保安検査となる。

*2) 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

(2) 検査実施期間及び検査実施者

別表1に示す期間(2週間程度)に各発電所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

(3) 検査内容

別表1に示すとおり、各規制事務所が発電所毎に、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

なお、今年度、各事務所共通で実施することとしている「長期停止に伴う保全計画の策定と実施状況」、「警報の記録に関する現状の装置やその運用の状況」及び「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施状況」について計画に従って確認した。

(4) 検査結果

検査の結果は、別表1に示すとおりである。独立行政法人日本原子力研究開発機構敦賀本部高速増殖炉研究開発センター原子炉施設(以下、「高速増殖原型炉もんじゅ」という。)において、「違反」に該当する事象が認められた。また、「監視」^{*3)}に該当する事象が別表2のとおり、東京電力株式会社福島第一原子力発電所において5件^{*4)}、柏崎刈羽原子力発電所において2件^{*4)}確認された。

*3) 保安規定違反のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

*4) 確認された「監視」は、以下のとおり。

○福島第一原子力発電所

- ・新設及び改良した設備に関する工事部門から発電部門への移管手順の不明確について
- ・不適合管理における管理対象判断基準の不明確について
- ・保安規定で定める運転上の制限に関する警報の記録に関する手順の不明確について
- ・淡水化処理設備3のドレンホース抜けによる処理水漏えいについて

- ・3号機タービン建屋ろ過水移送用ホースからの漏えいについて
- 柏崎刈羽原子力発電所
- ・5号機の非常用ガス処理系放射線モニタにおけるバックグラウンドレベルの設定誤りについて
- ・低レベル放射性廃棄物（濃縮廃液分析試料）の誤廃棄について

(5) 高速増殖原型炉もんじゅにおける保安規定違反の概要

保全計画に従った点検が行われていない機器が多数あり、この中には安全上重要度の高い機器も含まれている事実を確認した。本件は、原子炉等規制法に違反するものと判断し、同法に基づき未点検機器に対する点検の実施等の保安措置を命ずるとともに、本件の事実関係の調査、原因と対策等について報告を命じた。本件については、引き続き事業者からの報告内容を踏まえ、必要な対応を行うこととする。

2. 安全確保上重要な行為の保安検査結果について

(1) 検査内容

今回の検査においては、別表3に示す発電所（号機）に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

(2) 検査結果

検査の結果、各発電所（号機）においては、所内で定められた手順書等に従い、安全確保上重要な行為の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反判定区分に該当する事象は認められなかった。

II. 加工事業者、原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）、再処理事業者及び使用者に係る保安検査について（別添2参照）

平成24年度第3回保安検査の結果は、以下のとおり。

(1) 検査の目的

加工の事業、原子炉（試験研究の用に供するもの）の設置、運転等、再処理事業及び核燃料物質の使用等に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、原子炉設置者（試験研究用原子炉に係るもの）、再処理事業者及び使用者、並びにその従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第22条第5項、第37条第5項、第50条第5項又は第56条の3第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

(2) 検査実施期間及び検査実施者

別添2に示す期間において、全国の原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官及び安全規制管理官（試験研究炉・再処理・加工・使用担当）付に所属する原子力保安検査官等が実施した。

(3) 検査内容

今回の検査においては、別添2に示すとおり事業所毎に、保安活動の実施状況に着目した検査項目及び重点検査項目等を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

(4) 検査結果

検査結果は、別添2に示すとおりである。加工の事業、原子炉（試験研究

の用に供するもの)の設置・運転等、再処理の事業及び核燃料物質の使用等に関して、保安規定違反に該当する事項は認められなかった。

Ⅲ. 廃棄物埋設施設及び廃棄物管理施設並びに原子炉施設(廃止措置)に係る保安検査について(別添3参照)

平成24年度第3四半期における保安検査の結果は以下のとおり。

(1) 検査の目的

廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び原子炉施設(廃止措置)の原子力安全を確保するために、廃棄事業者、原子炉設置者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第5項又は第51条の18第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

(2) 検査実施期間及び検査実施者

別添3に示す期間において、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び原子炉施設(廃止措置)を担当する原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

(3) 検査内容

今回の検査においては、別添3に示すとおり施設ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、記録書類などの物件の検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。この内、日本原子力発電(株)東海発電所(廃止措置)については、平成24年8月に最終報告された東海発電所廃止措置計画認可申請に係るデータ誤入力を踏まえて、措置された再発防止対策の実施状況についても確認した。

(4) 検査結果

検査の結果は、別添3に示すとおりである。廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び原子炉施設(廃止措置)において、保安規定違反に該当する事項は認められなかった。

発電所名	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所
検査実施期間	11月30日(金) ~ 12月14日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施状況</p> <p>②プラントの長期停止に伴う検査</p> <p>③放射性固体廃棄物の管理状況について</p> <p>④定例試験の実施状況<立会>(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①2, 3, 4号機計測制御設備の保守管理不備に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について</p> <p>②点検周期を超過した機器における保守管理の不備について</p> <p>③5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>事務所の基本方針に基づき、今回の保安検査では、基本検査項目において「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施状況」、「プラントの長期停止に伴う検査」を、また、追加検査項目において「2, 3, 4号機計測制御設備の保守管理不備に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について」、「点検周期を超過した機器における保守管理の不備について」、「5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について」を重点検査項目とし、さらに平成24年度(第3回)保安検査計画に基づき「放射性固体廃棄物の管理状況について」等の検査を実施した。</p> <p>検査の結果、「東京電力(株)福島第一原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策等の実施状況」に係る検査では、原子炉設置者が策定した「柏崎刈羽原子力発電所における緊急安全対策(実施報告書)」に記載されている対策等について、平成24年度第2回保安検査以降の実施状況を検査し、それぞれの対策が計画的に実施されていること、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための活動を行う各班の要員に対する個別訓練計画が策定され、個別訓練年度計画に従い訓練が実施されていることを確認した。なお、緊急安全対策に伴う種々の工事が継続していることから、今後も保安検査等において進捗状況を確認していくこととする。</p> <p>「プラントの長期停止に伴う検査」に係る検査では、新潟県中越沖地震後の長期停止プラント(2, 3, 4号機)及び昨年度に定期検査のため停止したプラント(1, 5, 6, 7号機)について、停止期間が長期化することから、停止中のプラントの安全性を確保するための運転管理及び保守管理の実施状況を検査した結果、マニュアルに従い「原子炉設備長期停止の特別な保全計画」を策定し、設備の点検・補修等の保守管理並びに停止中にも機能が要求される設備の定例試験、巡視点検等が実施されていることを確認した。</p> <p>「放射性固体廃棄物の管理状況」に係る検査では、福島第一原子力発電所事故由来放射性物質の降下物の影響確認を行うための降下物の分布調査の実施状況、柏崎刈羽原子力発電所として初の低レベル放射性固体廃棄物の事業所外搬出の実施状況等を確認することを目的として検査を実施し、福島第一原子力発電所事故由来放射性物質の降下物の分布調査については、降下物の影響はないと判定していること、低レベル放射性固体廃棄物の事業所外搬出については、ドラム缶1, 400本の事業所外搬出を計画どおり実施し、記録類を作成していることを確認した。</p> <p>「2, 3, 4号機 計測制御設備の保守管理不備に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について」に係る検査では、2, 3, 4号機計測制御設備の保守管理不備について、平成24年9月28日に原子炉設置者から報告された根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について確認することを目的として検査を実施し、「2, 3, 4号機 特別な保全計画に基づく計器の</p>

点検・校正期間の超過について」対策実施計画に基づき、マニュアル・ガイド作成が行われていることを確認した。なお、今後も保安検査等においてマニュアル・ガイドは制定等、組織要因対策が有効に機能していく仕組みが構築されることを引き続き確認していくこととする。

「点検周期を超過した機器における保守管理の不備について」に係る検査では、点検周期を超過した機器における保守管理不備について、平成24年9月28日に原子炉設置者から報告された根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について確認することを目的として検査を実施し、再発防止対策及びその実施状況を確認した。直接要因に対する再発防止対策については、対策が着実に実施され運用がなされていることを確認した。組織要因分析に起因する再発防止対策については、現在進行中であり、本店はその実施状況等について確認し、適宜、経営層（社長又は原子力・立地本部長）へ報告するとともに、発電所からは、保安運営委員会、保安委員会を通じて、経営層等の確認を受けていくこととしており、今後引き続き保安検査等において確認していくこととする。

「5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について」に係る検査では、5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守について、平成24年8月13日に原子炉設置者から報告された根本原因分析を踏まえた再発防止対策及びその実施状況について、第2回保安検査以降の実施状況を確認することを目的として検査を実施し、再発防止対策及びその実施状況を確認した。直接要因に対する再発防止対策については、対策が着実に実施され運用されていることを確認した。組織要因を踏まえた是正措置及び予防措置については、現状や役割分担の確認をしている段階であるため、今後、引き続き保安検査等において確認していくこととする。

「抜き打ち検査」に係る検査では、12月4日に定検停止中の1号機の原子炉建屋及び格納容器内の運転員の巡視・点検に立ち会い、設備・機器に異常のないこと及び巡視・点検に係る記録を作成していることを確認した。

その他の検査では、平成24年度第2回保安検査以降に見出された不適合2件について、保安調査を実施してきており、本検査期間中に合わせて検査した結果、当該不適合2件が保安規定違反（監視）事項に該当することを確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、原子炉施設の巡視等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、平成24年度第3回保安検査を実施した結果を総括すると、原子炉設置者の保安活動の実施状況は概ね良好と評価する。

		<p>条に抵触するものであり「監視」と判定する。事業者は、今後運転上の制限値に係る警報を明確に定めていくとしており、その改善状況を確認していく。</p> <p>【件名 淡水化処理設備 3 のドレンホース抜けによる処理水漏えいについて】</p> <p>平成 24 年 12 月 10 日に発生した当該事象について、今回の保安検査の検査項目である「汚染水処理設備に係る保安活動の実施状況」の一環として確認を行った。当該事象は、淡水化処理設備の逆浸透膜装置*1で汚染水処理中にドレンホース*2が外れ、そこから処理水が床に漏れ出したもの。</p> <p>通常、汚染水を処理している間は、ドレンホースの元弁は閉となっているが、何らかの理由によりこの弁が半分開いた状態となり、ドレンホースに高い圧力がかかったため、抜け落ちたものと推定している。</p> <p>このドレンホースは、汚染水の処理を行っている間は使用しないため、高い圧力がかかれば、容易に抜けてしまう構造であった。したがって、汚染水処理中に弁の誤操作等があれば、ドレンホースが抜けてしまうことは容易に推定でき、その防止対策を事前に講じる必要があることから、保安規定第 1 2 2 条の 2（品質保証計画）第 7. 5 項（業務の実施）で求めている「適切な設備の使用」を満足せず、同条に抵触するものであり「監視」と判断する。この事象を受け、事業者は、設備的な予防保全等を図るとしており、その状況を確認していく。</p> <p>※1 逆浸透膜装置：福島第一原子力発電所の施設内に滞留している汚染水から塩分を除去するための装置。塩分が除去された汚染水は、原子炉に注水される。</p> <p>※2 逆浸透膜装置内の汚染水を排水する際に用いるホース。汚染処理中には隔離されており、使用しない。</p> <p>【件名 3 号機タービン建屋ろ過水移送用ホースからの漏えいについて】</p> <p>平成 24 年 12 月 11 日に発生した当該事象について、今回の保安検査の検査項目である「汚染水処理設備に係る保安活動の実施状況」の一環として確認を行った。当該事象は、福島第一原子力発電所 1 号機のタービン建屋内に新たに設置した滞留水を移送するための配管の耐圧試験中に接合部が外れ、そこから漏洩があったもの。これまでも同様の漏洩事象が発生しており、そのために必要な予防処置が適切に行われていなかった。接合部から漏洩したのは試験的に通水した汚染のないろ過水であったこと、漏えいが屋内に止まったこと等から原子力安全への影響はなかったが、これは適切な再発防止対策を怠っていたために発生した事象であることから、保安規定第 1 2 2 条の 2（品質保証計画）第 8. 5. 3 項（予防措置）に抵触するものであり、「監視」と判断する。この事象を受け事業者は、当該設備の施工状況等の調査終了後、必要な対策を講じるとしており、その状況について確認していく。</p>
東京電力株式会社 柏崎刈羽原子力発電所	2件	<p>【件名 5号機の非常用ガス処理系放射線モニタにおけるバックグラウンドレベルの設定誤りについて】</p> <p>今回の保安検査において、「その他の検査」として、柏崎刈羽原子力発電所 5 号機の非常用ガス処理系放射線モニタにおけるバックグラウンドレベルの設定誤りについて確認を行った。</p> <p>平成 2 4 年 1 1 月 1 日の気体廃棄物管理日報において、5 号機で希ガス放出濃度値が記録されたことに対し、当初、非常用ガス処理系の定例試験時に測定値の一時的なゆらぎがあったものとして当直長に通知されていたが、その後、保安検査官からの問い合わせがあったことも踏まえ、当該事象を詳細に確認したところ、バックグラウンドレベルの計算設定値において、二つある系統のうち他方のモニタのバック</p>

	<p>クグラウンド測定値と当該モニタの測定値とを取り違えたため、9月28日以降、非常用ガス処理系放射線モニタで希ガスが検出され易い状態となっており、希ガス放出濃度値が記録されたことが判明した。</p> <p>当該事象は、結果的にバックグラウンド値が安全側に設定されており、検出限界値を超える放射性気体廃棄物が放出されていないことが確認されたことから、原子力の安全に影響を与えるものではなかった。しかしながら、9月28日から11月7日までバックグラウンドレベルの設定誤りに気付かず、11月1日から14日までの間、当直長に誤った内容の通知が行われていたことは、保安規定第3条（品質保証）第7.5.1項（業務の管理）に抵触するものであり「監視」と判断する。</p> <p>事業者は当該事象を受け、非常用ガス処理系放射線モニタのバックグラウンド設定誤りが発生しないよう、作業プロセスを改善するとともに、ソフトの改良を検討すること、放出に関わる類似の事象が発生した場合には、速やかに当直長はじめ関係者へ情報共有を行うこと等の防止策を講じるとしており、その状況について確認していく。</p> <p>【件名 低レベル放射性廃棄物（濃縮廃液分析試料）の誤廃棄について】</p> <p>平成24年10月24日、柏崎刈羽原子力発電所5号機の高電導度廃液系濃縮器※からの廃液を採取した試料ボトル（2リットル）の紛失が確認された。その後、関連するエリアを探索したが発見することはできなかった。</p> <p>当該事象について、今回の保安検査において、「その他の検査」として確認を行った。当該試料は、濃縮廃液の分析試料として採取され、1リットルの試料ボトル2本に収納の上保管された。その後、試料の写真撮影を行うため保管場所を確認したところ、紛失に気がついたものである。その後の調査により、当該試料は、誤って現場のサンプリングシンクへ廃棄されたものと推定された。また、保管場所に保管された試料ボトルには、日付、採取号機、管理 No. を記載するルールになっていたが、管理 No. が記載されていないまま保管されている複数の試料ボトルが確認されていることから、当該試料ボトルについても、同様の不適切な管理がなされていたものと推定している。今回、誤って廃棄したと思われる試料はサンプリングシンクから濃縮廃液タンクへ移行し、適切に処理されたと考えられることから原子力の安全への影響はなかったが、今回の事象は試料ボトルに管理 No. をつけずに不適切な管理を行ったことに起因すると思われることから、保安規定第3条（品質保証）第7.5項（業務の実施）等に抵触するものであり「監視」と判断する。</p> <p>当該事象を受け、事業者は保管すべき試料の識別管理方法を明確にする等の対策を講じるとしており、その状況について確認していく。</p>
--	---